

障がい福祉サービス事業 指導調書

地域移行支援・地域定着支援

事業所名 _____

実地指導日 令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
24 厚令 27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
18 厚告 539	厚生労働大臣が定める一単位の単価
18 厚告 551	厚生労働大臣が定める施設基準
21 厚告 176	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域
24 厚告 124	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
24 厚告 226	指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの
30 厚告 114	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に実地指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）

○ 事業所チェック欄(適・否・非該当)の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は実地指導実施日の1週間前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4 で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め(2か所止め)してください。

第1 基本方針（法第51条の23）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
第1 基本方針	地域移行支援				
	（1）指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。	平24厚令27第2条第1項	運営規程 地域移行支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（2）指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。	平24厚令27第2条第2項	運営規程 地域移行支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（3）指定地域移行支援事業者は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図られているか。	平24厚令27第2条第3項	自己評価資料 自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録	適・否・非該当	
	（4）指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令27第2条第4項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	地域定着支援				
	（1）指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。	平24厚令27第39条第1項	運営規程 地域定着支援台帳 ケース記録	適・否・非該当	
	（2）指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。	平24厚令27第39条第2項	運営規程 地域定着支援台帳 ケース記録	適・否・非該当	
（3）指定地域定着支援事業者は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図られているか。	平24厚令27第39条第3項	自己評価資料 自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録	適・否・非該当		
（4）指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令27第39条第4項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当		

第2 人員に関する基準（法第51条の23第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
【地域移行支援・地域定着支援 共通】					
(1) 指定地域移行（定着）支援従事者	事業所ごとに専らその職務に従事する者（指定地域移行（定着）支援従事者）を置いているか。 ただし、業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	平 24 厚令 27 第 3 条第 1 項 第 40 条準用（第 3 条第 1 項）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
(2) 相談支援専門員	指定地域移行（定着）支援従事者のうち 1 人以上は、平成 24 年厚生労働省告示第 226 号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める相談支援専門員でなければならない。 （経過措置） 指定基準の施行の日（平成 24 年 4 月 1 日）前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1 の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると市長が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。	平 24 厚令 27 第 3 条第 2 項 第 40 条準用（第 3 条第 2 項） 附則第 2 条 平 24 厚告 226	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 研修修了書	適・否・非該当	
2 管理者	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定地域移行（定着）支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。	平 24 厚令 27 第 4 条 第 40 条準用（第 4 条）	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	

第3 運営に関する基準（法第51条の23第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
【地域移行支援・地域定着支援 共通】					
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定地域移行（定着）支援事業者は、地域相談支援給付決定障がい者が指定地域移行（定着）支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障がい者（利用申込者）に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27 に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平 24 厚令 27 第 5 条第 1 項 第 45 条準用（第 5 条第 1 項）	重要事項説明書 利用契約書（利用者または家族の署名捺印）	適・否・非該当	
	(2) 指定地域移行（定着）支援事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 24 厚令 27 第 5 条第 2 項 第 45 条準用（第 5 条第 2 項）	重要事項説明書 利用契約書（利用者または家族の署名捺印） その他利用者に交付した書面	適・否・非該当	
2 契約内容の報告等	指定地域移行（定着）支援事業者は、指定地域移行（定着）支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 24 厚令 27 第 6 条 第 45 条準用(第 6 条)	契約内容報告書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
3 提供拒否の禁止	指定地域移行（定着）支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域移行（定着）支援の提供を拒んでいないか。	平 24 厚令 27 第 7 条 第 45 条準用（第 7 条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
※グレーで着色した部分は、令和 2 年 7 月 17 日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に実地指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）					
4 連絡調整に対する協力	指定地域移行（定着）支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 24 厚令 27 第 8 条 第 45 条準用（第 8 条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 サービス提供困難時の対応	指定地域移行（定着）支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行（定着）支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定地域移行（定着）支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 24 厚令 27 第 9 条 第 45 条準用（第 9 条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 受給資格の確認	指定地域移行（定着）支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付費決定の有無、地域相談支援給付費決定の有効期間、地域相談支援給付費量等を確認しているか。	平 24 厚令 27 第 10 条 第 45 条準用（第 10 条）	受給者証の写し	適・否・非該当	
7 地域相談支援給付費決定の申請に係る援助	（1）地域相談支援給付費決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付費決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 27 第 11 条第 1 項 第 45 条準用（第 11 条第 1 項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（2）地域相談支援給付費決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付費決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付費決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 27 第 11 条第 2 項 第 45 条準用（第 11 条第 2 項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
8 心身の状況等の把握	指定地域移行（定着）支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 24 厚令 27 第 12 条 第 45 条準用（第 12 条）	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	
9 指定障がい福祉サービス事業者等との連携等	（1）指定地域移行（定着）支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 27 第 13 条第 1 項 第 45 条準用（第 13 条第 1 項）	地域移行支援計画 地域定着支援台帳 ケース記録	適・否・非該当	
	（2）指定地域移行（定着）支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障がい福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 27 第 13 条第 2 項 第 45 条準用（第 13 条第 2 項）	地域移行支援計画 地域定着支援台帳 ケース記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
10 身分を証する書類の携行	指定地域移行（定着）従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 24 厚令 27 第 14 条 第 45 条準用（第 14 条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
11 サービスの提供の記録	（1）指定地域移行（定着）支援を提供した際は、当該指定地域移行（定着）支援の提供日、内容その他必要な事項を、支援の提供の都度記録しているか。	平 24 厚令 27 第 15 条第 1 項 第 45 条準用（第 15 条第 1 項）	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	（2）（1）の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障がい者から指定地域移行（定着）支援を提供したことについて確認を受けているか。	平 24 厚令 27 第 15 条第 2 項 第 45 条準用（第 15 条第 2 項）	サービス提供の記録	適・否・非該当	
12 地域移行（定着）支援事業者が地域相談支援給付決定障がい者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	（1）指定地域移行（定着）支援事業者が、支援を提供する地域相談支援給付決定障がい者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障がい者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 24 厚令 27 第 16 条第 1 項 第 45 条準用（第 16 条第 1 項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（2）（1）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障がい者に対して説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13 の（1）又は（2）に規定する支払については、この限りでない。	平 24 厚令 27 第 16 条第 2 項 第 45 条準用（第 16 条第 2 項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
13 地域相談支援給付費の額等の受領	（1）法定代理受領を行わない指定地域移行（定着）支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障がい者から指定地域移行（定着）支援につき法第 51 条の 14 第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、現に要した費用の額）の支払を受けているか。	平 24 厚令 27 第 17 条第 1 項 第 45 条準用（第 17 条第 1 項）	請求書 領収書	適・否・非該当	
	（2）（1）の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障がい者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を受けることができるが、支払を受けているか。	平 24 厚令 27 第 17 条第 2 項 第 45 条準用（第 17 条第 2 項）	請求書 領収書	適・否・非該当	
	（3）（1）及び（2）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障がい者に対し交付しているか。	平 24 厚令 27 第 17 条第 3 項 第 45 条準用（第 17 条第 3 項）	領収書	適・否・非該当	
	（4）（2）の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障がい者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障がい者の同意を得ているか。	平 24 厚令 27 第 17 条第 4 項 第 45 条準用（第 17 条第 4 項）	重要事項説明書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により指定地域移行(定着)支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付費決定障がい者に対し、当該地域相談支援給付費決定障がい者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。	平 24 厚令 27 第 18 条第 1 項 第 45 条準用 (第 18 条第 1 項)	通知の写し	適・否・非該当	
	(2) 法定代理受領を行わない指定地域移行(定着)支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付費決定障がい者に対して交付しているか。	平 24 厚令 27 第 18 条第 2 項 第 45 条準用 (第 18 条第 2 項)	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
【地域移行支援 15～20】					
15 指定地域移行支援の具体的取扱方針	(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させるものとしているか。	平 24 厚令 27 第 19 条第 1 号	地域移行支援計画 従業者が地域移行支援計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとしているか。	平 24 厚令 27 第 19 条第 2 号	相談支援専門員が従業者に指導及び助言した記録	適・否・非該当	
	(3) 指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平 24 厚令 27 第 19 条第 3 号	地域移行支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 面接記録	適・否・非該当	
	(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを持つ者による支援等適切な手法を通じて行うものとしているか。	平 24 厚令 27 第 19 条第 4 号	利用者又はその家族に説明を行った記録(面接記録等)	適・否・非該当	
16 地域移行支援計画の作成等	(1) 指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画(地域移行支援計画)を作成しているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 1 項	地域移行支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 2 項	地域移行支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録	適・否・非該当	
	(3) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 3 項	アセスメントを実施したことが分かる書類 面接記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(4) 指定地域移行支援従事者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 4 項	地域移行支援計画の原案 他サービスとの連携状況が 分かる書類	適・否・非該当	
	(5) 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議(テレビ電話装置等の活用可能。)を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 5 項	計画作成会議の記録	適・否・非該当	
	(6) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 6 項	地域移行支援計画(利用者 または家族の署名捺印)	適・否・非該当	
	(7) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 7 項	利用者に交付した記録 地域移行支援計画(利用者 または家族の署名捺印)	適・否・非該当	
	(8) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 8 項	地域移行支援計画 アセスメント及びモニタリ ングに関する記録	適・否・非該当	
	(9) 地域移行支援計画に変更があった場合、(2)～(7)に準じて取り扱っているか。	平 24 厚令 27 第 20 条第 9 項	(2)から(7)に掲げる確認資 料	適・否・非該当	
17 地域における生活に移行するための活動に関する支援	(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障がい福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。18において同じ。)の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。	平 24 厚令 27 第 21 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に一回以上、利用者との対面により行っているか。	平 24 厚令 27 第 21 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
18 障がい福祉サービスの体験的な利用支援	指定地域移行支援事業者は、障がい福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障がい福祉サービス事業者等への委託により行っているか。	平 24 厚令 27 第 22 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
19 体験的な宿泊支援	(1) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。 ① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。 ② 衛生的に管理されている場所であること。	平 24 厚令 27 第 23 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障がい福祉サービス事業者等への委託により行うことができるが、委託により行っているか。	平 24 厚令 27 第 23 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
20 関係機関との連絡調整等	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障がい福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関（28 の（2）において「関係機関」という。）との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。	平 24 厚令 27 第 24 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
【地域定着支援 21 ～ 24】					
21 指定地域定着支援の具体的取扱方針	(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとする。	平 24 厚令 27 第 41 条第 1 号	地域定着支援台帳 従業者が地域定着支援台帳を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせるものとする。	平 24 厚令 27 第 41 条第 2 号	相談支援専門員が従業者に指導及び助言した記録	適・否・非該当	
	(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行わなければならない。	平 24 厚令 27 第 41 条第 3 号	地域定着支援台帳 アセスメント及びモニタリングに関する記録 面接記録	適・否・非該当	
	(4) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がい有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。	平 24 厚令 27 第 41 条第 4 号	利用者又はその家族に説明を行った記録（面接記録等）	適・否・非該当	
22 地域定着支援台帳の作成等	(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳（地域定着支援台帳）を作成しているか。	平 24 厚令 27 第 42 条第 1 項	地域定着支援台帳 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っているか。	平 24 厚令 27 第 42 条第 2 項	地域定着支援台帳 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録	適・否・非該当	
	(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 24 厚令 27 第 42 条第 3 項	アセスメントを実施したことが分かる書類 面接記録	適・否・非該当	
	(4) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。	平 24 厚令 27 第 42 条第 4 項	地域定着支援台帳 アセスメント及びモニタリングに関する記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(5) 地域定着支援台帳に変更があった場合、(2)及び(3)に準じて取り扱っているか。	平 24 厚令 27 第 42 条第 5 項	(2)及び(3)に掲げる確認資料	適・否・非該当	
23 常時の連絡体制の確保等	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障がいの特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。	平 24 厚令 27 第 43 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。	平 24 厚令 27 第 43 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
24 緊急の事態における支援等	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。	平 24 厚令 27 第 44 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。	平 24 厚令 27 第 44 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。 ① 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。 ② 衛生的に管理されている場所であること。	平 24 厚令 27 第 44 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、指定障がい福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。	平 24 厚令 27 第 44 条第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
【地域移行支援・地域定着支援 共通】					
25 地域相談支援給付決定障がい者に関する市町村への通知	指定地域移行（定着）支援を受けている地域相談支援給付決定障がい者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 27 第 25 条 第 45 条準用（第 25 条）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
26 管理者の責務	(1) 管理者は、指定地域移行（定着）支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行（定着）支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	平 24 厚令 27 第 26 条第 1 項 第 45 条準用（第 26 条第 1 項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 管理者は、指定地域移行（定着）支援従事者に平成 24 年厚生労働省令第 27 号（指定地域相談支援基準）の第 2 章（第 3 章）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平 24 厚令 27 第 26 条第 2 項 第 45 条準用（第 26 条第 2 項）	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
27 運営規程	<p>事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業員の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域移行（定着）支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障がい者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項</p>	平 24 厚令 27 第 27 条 第 45 条準用（第 27 条）	運営規程	適・否・非該当	
28 勤務体制の確保等	<p>（1）利用者に対し、適切な指定地域移行（定着）支援を提供できるよう、事業所ごとに、指定地域移行（定着）支援従事者その他の従業員の勤務の体制を定めているか。</p>	平 24 厚令 27 第 28 条第 1 項 第 45 条準用（第 28 条第 1 項）	従業員の勤務表	適・否・非該当	
	<p>（2）事業所ごとに、当該事業所の指定地域移行（定着）支援従事者によって支援を提供しているか。 ただし、18、19 の(2)及び 24 の(4)の規定により、指定障がい福祉サービス事業者等への委託により行われる障がい福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与並びに指定障がい福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については、この限りでない。</p>	平 24 厚令 27 第 28 条第 2 項 第 45 条準用（第 28 条第 2 項）	勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	<p>（3）事業者は、(2)ただし書の規定により指定地域移行（定着）支援に係る業務の一部を他の指定地域移行（定着）支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	平 24 厚令 27 第 28 条第 3 項 第 45 条準用（第 28 条第 3 項）	委託契約書 業務報告書	適・否・非該当	
	<p>（4）従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	平 24 厚令 27 第 28 条第 4 項 第 45 条準用（第 28 条第 4 項）	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	<p>（5）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	平 24 厚令 27 第 28 条第 5 項 第 45 条準用（第 28 条第 5 項）	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
29 業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域移行（定着）支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (令和6年3月31日までは努力義務)	平 24 厚令 27 第 28 条の 2 第 45 条準用 (第 28 条の 2)	業務継続計画	適・否・非該当	
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 ※研修：年1回以上 ※訓練：年1回以上 (令和6年3月31日までは努力義務)		研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 (令和6年3月31日までは努力義務)		業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類	適・否・非該当	
30 設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行（定着）支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平 24 厚令 27 第 29 条 第 45 条準用 (第 29 条)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
31 衛生管理等	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	平 24 厚令 27 第 30 条第 1 項 第 45 条準用 (第 30 条第 1 項)	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平 24 厚令 27 第 30 条第 2 項 第 45 条準用 (第 30 条第 2 項)	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(3) 指定地域移行（定着）支援事業者は、当該指定地域移行（定着）支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ※委員会：6月に1回以上 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施 ※研修：年1回以上 ※訓練：年1回以上 (※令和6年3月31日までは努力義務)	平 24 厚令 27 第 30 条第 3 項 第 45 条準用 (第 30 条第 3 項)	委員会議事録 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類		

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
32 掲示等	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行(定着)支援の実施状況、指定地域移行(定着)支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、これらの事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 24 厚令 27 第 31 条第 1 項・第 2 項 第 45 条準用 (第 31 条第 1 項・第 2 項)	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	
	(2) 事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。	平 24 厚令 27 第 31 条第 3 項 第 45 条準用 (第 31 条第 3 項)	公表していることが分かる書類	適・否・非該当	
33 秘密保持等	(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平 24 厚令 27 第 32 条第 1 項 第 45 条準用 (第 32 条第 1 項)	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 27 第 32 条第 2 項 第 45 条準用 (第 32 条第 2 項)	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)	適・否・非該当	
	(3) 計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	平 24 厚令 27 第 32 条第 3 項 第 45 条準用 (第 32 条第 3 項)	個人情報同意書	適・否・非該当	
34 情報の提供等	(1) 指定地域移行(定着)支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平 24 厚令 27 第 33 条第 1 項 第 45 条準用 (第 33 条第 1 項)	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)	適・否・非該当	
	(2) 事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平 24 厚令 27 第 33 条第 2 項 第 45 条準用 (第 33 条第 2 項)	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	
35 利益供与等の禁止	(1) 事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行(定着)支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平 24 厚令 27 第 34 条第 1 項 第 45 条準用 (第 34 条第 1 項)	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障がい福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償とし	平 24 厚令 27 第 34 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	て、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	第 45 条準用 (第 34 条第 2 項)			
36 苦情解決	(1) 提供した指定地域移行(定着)支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 1 項 第 45 条準用 (第 35 条第 1 項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	(2) (1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 2 項 第 45 条準用 (第 35 条第 2 項)	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	(3) 提供した指定地域移行(定着)支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行(定着)支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 3 項 第 45 条準用 (第 35 条第 3 項)	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(4) 提供した指定地域移行(定着)支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域移行(定着)支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 4 項 第 45 条準用 (第 35 条第 4 項)	都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(5) 提供した指定地域移行(定着)支援に関し、法第 51 条の 27 第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行(定着)支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 5 項 第 45 条準用 (第 35 条第 5 項)	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(6) 事業者は、都道府県知事、市又は市長から求めがあった場合には、(3) から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 6 項 第 45 条準用 (第 35 条第 6 項)	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	(7) 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平 24 厚令 27 第 35 条第 7 項 第 45 条準用 (第 35 条第 7 項)	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
37 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定地域移行(定着)支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 27 第 36 条第 1 項 第 45 条準用 (第 36 条第 1 項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 24 厚令 27 第 36 条第 2 項 第 45 条準用 (第 36 条第 2 項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	(3) 利用者に対する指定地域移行(定着)支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 24 厚令 27 第 36 条第 3 項 第 45 条準用 (第 36 条第 3 項)	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)	適・否・非該当	
38 虐待の防止	指定地域移行(定着)支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ※委員会:年1回以上 ②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施 ※研修:年1回以上 ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置	平 24 厚令 27 第 36 条の 2 第 45 条準用 (第 36 条の 2)	委員会議事録 指針を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類	適・否・非該当	
39 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行(定着)支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 24 厚令 27 第 37 条 第 45 条準用 (第 37 条)	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
40 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平 24 厚令 27 第 38 条第 1 項 第 45 条準用 (第 38 条第 1 項)	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	(2) 利用者に対する指定地域移行(定着)支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域移行(定着)支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した指定地域移行(定着)支援に係る必要な事項の提供の記録 ② 地域移行(定着)支援計画 ③ 地域相談支援給付決定障がい者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平 24 厚令 27 第 38 条第 2 項 第 45 条準用 (第 38 条第 2 項)	左記①～⑤の記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
41 電磁的記録等	(1) 指定一般相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。	平 24 厚令 27 第 46 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定一般相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。	平 24 厚令 27 第 46 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第 4 変更の届出等（法第 51 条の 25 第 1 項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	(1) 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他施行規則第 34 条の 58 で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第 51 条の 25 第 1 項 施行規則第 34 条 の 58	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第 51 条の 25 第 2 項 施行規則第 34 条 の 58	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第 5 地域移行（定着）支援サービス費の算定及び取扱い（法第 51 条の 14 第 3 項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
1 基本事項	(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 124 号「法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。	平 24 厚告 124 の一 平 18 厚告 539 法第 51 条の 14 第 3 項	適・否・非該当	
	(2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 24 厚告 124 の二	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック 適・否・非該当	備考欄
【地域移行支援 2 ～ 7】				
2 地域移行支援サービス費	(1) 地域移行支援サービス費 (I) 及び (II) については、平成 30 年厚生労働省告示第 114 号「厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定しているか。ただし、(I) を算定している場合にあっては、(II) は算定しない。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 1 平 30 厚告 114	適・否・非該当	
	(2) 地域移行支援サービス費 (III) については、(1) に規定する平成 30 年厚生労働省告示第 114 号「厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 1 の 2	適・否・非該当	
	(3) 指定地域移行支援事業者が、指定基準第 20 条に定める基準を満たさないで、又は利用者との対面による支援 (指定基準第 21 条第 2 項の規定による利用者との対面による支援をいう。以下同じ。) を 1 月に 2 回以上行わないで指定地域移行支援を行った場合、所定単位数を算定していないか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 2	適・否・非該当	
	(4) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域の精神科病院又は障がい者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等している地域相談支援給付決定障がい者に対して、指定地域移行支援を行った場合 ((3) に定める場合を除く。) に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の注 3 平 21 厚告 176	適・否・非該当	
2 の 2 ピアサポート体制加算	平成 30 年厚生労働省告示第 114 号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第三号に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の 2 の注 平 30 厚告 114 の三	適・否・非該当	
2 の 3 初回加算	指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 1 の 3 の注	適・否・非該当	
3 集中支援加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者に対して、利用者との対面による支援を 1 月に 6 日以上実施した場合 (2 の (3) に定める場合を除く。) に、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、4 の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 2 の注	適・否・非該当	
4 退院・退所月加算	(1) 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者の精神科病院、障がい者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所等をする日が属する月 (翌月に退院、退所等することが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月) に、指定地域移行支援を行った場合 (2 の (3) に定める場合を除く。) に、1 月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、当該地域相談支援給付決定障がい者が、退院、退所後等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 3 の注 1	適・否・非該当	
	(2) 退院・退所月加算を算定する地域相談支援給付決定障がい者が、精神科病院に入院した日から起算して 3 月以上 1 年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に 1 月につき所定単位数に 500 単位を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 1 の 3 の注 2	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
5 障がい福祉サービスの体験利用加算	(1) 障がい福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者に対して、障がい福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合(2の(3)に定める場合を除く。)に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第1の4の注1	適・否・非該当	
	(2) 障がい福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者に対して、障がい福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第1の4の注2	適・否・非該当	
	(3) 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第四号に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、障がい福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)又は障がい福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 ※運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等であることを定めていること。	平 24 厚告 124 別表第1の4の注3 平 30 厚告 114の第四号	適・否・非該当	
6 体験宿泊加算	(1) 体験宿泊加算(Ⅰ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者に対して、体験的な宿泊支援(第3の19の(1)に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。)を提供した場合(2の(3)及び6の(2)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第1の5の注1	適・否・非該当	
	(2) 体験宿泊加算(Ⅱ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障がい者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障がい者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合(2の(3)に定める場合を除く。)に、体験宿泊加算(Ⅰ)及び体験宿泊加算(Ⅱ)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第1の5の注2	適・否・非該当	
	(3) 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第五号に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算(Ⅰ)又はロの体験宿泊加算(Ⅱ)を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 ※運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等であることを定めていること。	平 24 厚告 124 別表第1の5の注3 平 30 厚告 114の第五号準用(第四号)	適・否・非該当	
7 居住支援連携体制加算	平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第六号に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は同住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第1の6の注 平 30 厚告 114の第六号	適・否・非該当	
8 地域居住支援体制強化推進加算	指定地域移行支援事業所の従業者が、当該指定地域移行支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第1の7の注	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
【地域定着支援 9 ～ 13】				
9 地域定着支援サービス費	(1) 体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者に対して、指定地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等（第3の23の規定による常時の連絡体制の確保等をいう。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告124 別表第2の1の注1	適・否・非該当	
	(2) 緊急時支援費（Ⅰ）については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者に対して、利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援（第3の24の(2)に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚告124 別表第2の1の注2	適・否・非該当	
	(3) 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第七号に適合しているものとして市長に届け出た指定地域定着支援事業所において、緊急時支援費（Ⅰ）を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	平24厚告124 別表第2の1の注2の2 平30厚告114の第七号	適・否・非該当	
	(4) 緊急時支援費（Ⅱ）については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障がい者に対して、利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、この場合において、緊急時支援費（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。	平24厚告124 別表第2の1の注2の3	適・否・非該当	
	(5) 指定地域定着支援事業者が、第3の22の(3)又は23の(2)に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。	平24厚告124 別表第2の1の注3	適・否・非該当	
	(6) 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合（(4)に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告124 別表第2の1の注4 平21厚告176	適・否・非該当	
10 ピアサポート体制加算	平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第八号に適合しているものとして市長に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告124 別表第2の2の注 平30厚告114の第八号	適・否・非該当	
11 日常生活支援情報提供加算	指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業員が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告124 別表第2の3の注	適・否・非該当	
12 居住支援連携体制加算	平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第六号に適合しているものとして市長に届け出た指定地域定着支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告124 別表第2の4の注 平30厚告114の第六号	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
13 地域居住支援体制強化推進加算	指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 124 別表第 2 の 5 の注	適・否・非該当	